

帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

都市計画弥生西地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称		弥生西地区地区計画
位 置		帯広市東9条南16丁目、東10条南16丁目の一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約0.84ha
地区計画の目標		当該地区は、帯広市の中心部から東へ約2kmに位置し、都市計画道路「弥生通」「青葉通」に接する交通の利便性が高い地区である。また、東側は良好な住宅地の弥生東地区や十勝川水系河川緑地（札内川）などと近接するほか、周辺にホームセンターやスーパーマーケット、飲食店、クリーニング店などが立地する生活の利便性が高い地区である。 今回、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な住環境の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土 地 利 用 の 方 針	一般住宅のほか、地域住民の利便性を考慮し、一定規模の店舗・事務所等も立地できる良好な住環境が形成されるよう合理的な土地利用を図る。
	地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路については、当該開発行為により計画的に整備されることから、その機能の維持・保全を図る。
	建築物等の 整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な住環境を形成するため、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。

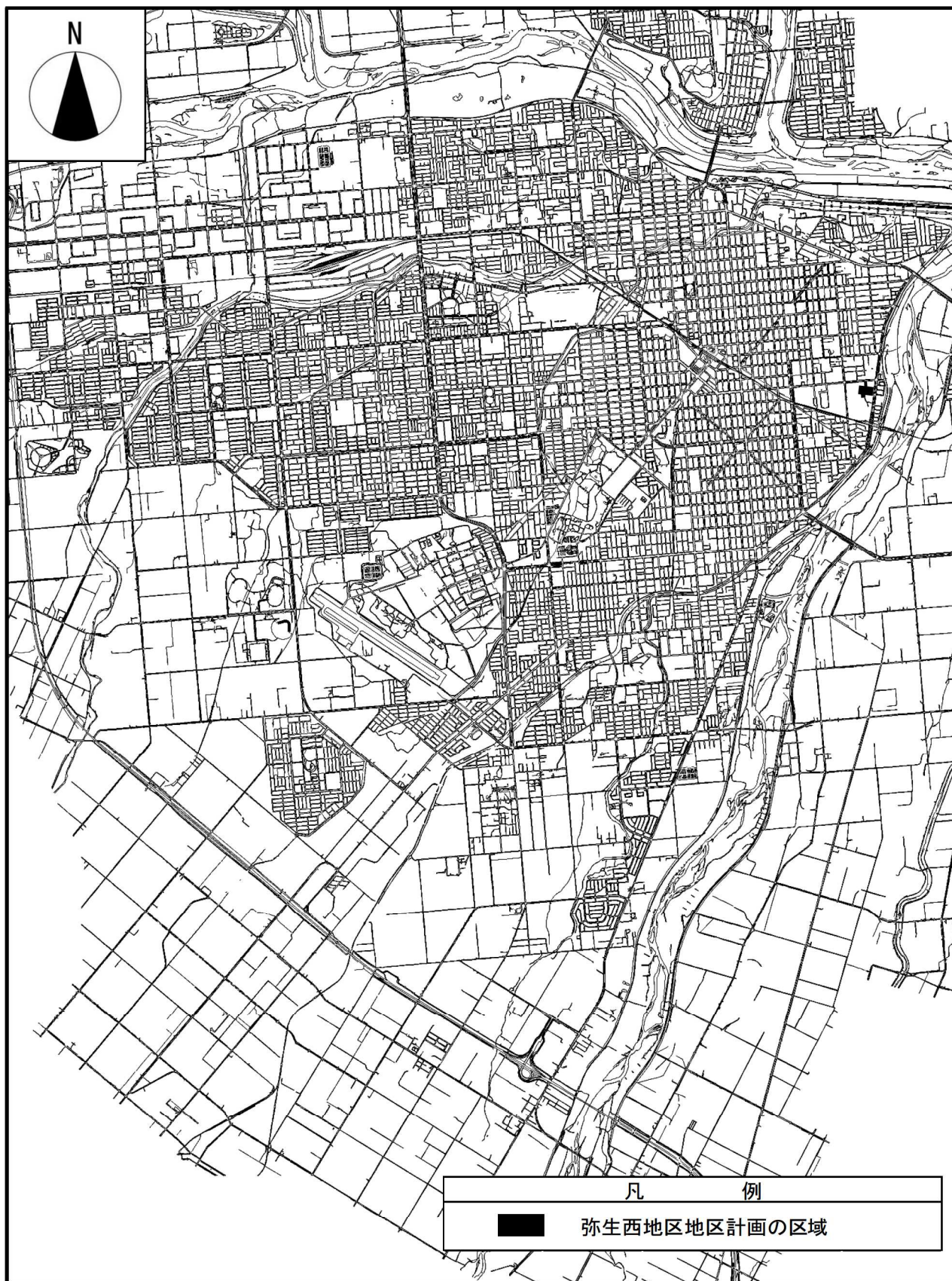
2 地区整備計画

地区整備計画	名 称	弥生西地区
	区 域	計画図表示のとおり
	面 積	約 0.84 ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（長屋を含む。） (2) 共同住宅、下宿 (3) 事務所（汚物運搬自動車、危険物運搬自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以下のもの (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の5の3に定めるもの。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以下のもの (5) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（建築基準法施行令第130条の4で定めるもの。）
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市景観に資するものとする。 2 広告物、看板等で刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損ねるものは設置してはならない。
備 考		用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

(理由)

当該開発行為の事業効果の維持、増進を図り、建築物の混在や、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止し、将来にわたって良好な市街地が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画 弥生西地区地区計画 位置図



帯広圏都市計画 地区計画 計画図

東10条南15丁目

普義通

道路境界

道路境界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

地番界

東9条南16丁目 東10条南16丁目

弥生通

道路境界

地番界

地番界

地番界

地番界

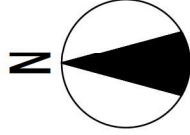
地番界

東11条南16丁目

東11条南17丁目

東10条南17丁目

東9条南17丁目



十勝川水系河川緑地

凡 例

地区計画及び地区整備計画の区域

地番界、道路境界

